



[トップページ](#) > [情報公開・個人情報保護](#) > [要綱・要領](#) > 此花区役所附設会館（此花区民ホール）使用料減免規程

## 此花区役所附設会館（此花区民ホール）使用料減免規程

ページ番号：202469 2017年8月1日

### （趣旨）

第1条 この規程は「区役所附設会館使用料減免措置取扱要領」第3条の規程により、此花区役所附設会館（以下「区民ホール」という。）における使用料の減免又は減額することができる行事及び団体等を明らかにするために定めるものとする。

### （減免基準）

第2条 区民ホールの使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

#### （1）使用料を免除することができる場合

ア 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体、社会福祉関係団体、社会教育関係団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政・区政に寄与すると認められるもののために区民ホールを使用するとき。（別表1のとおりとする。）

イ 区役所が事業を実施するため、並びに区民ホールの指定管理者（以下「指定管理者」という。）がコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、区民ホールを使用するとき。

#### （2）使用料を減額することができる場合

ア 地域コミュニティに寄与する各種団体が主催するの地区単位の行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののために区民ホールを使用するとき。（別表2のとおりとする。）この場合における減額率は、所定の使用料の2割（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とする。

イ その他区長が必要と認めるとき。

#### （3）付属設備使用料についても、前各号に準じて免除又は減額することができる。

### （減免基準に疑義がある場合の処置）

第3条 指定管理者は、前項の基準について疑義がある場合は、区長に協議するものとする。

### （減免手続）

第4条 使用料の免除及び減額を受けようとするものは、所定の様式による使用料減免申請書を提出しなければならない。

（2）区長は、前項の使用料減免申請書を受理したときは、第2条の基準に基づき、その内容を厳正に審査し、適当と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。

### 附則

#### （施行期日）

この規程による使用料の減免及び減免措置は、平成18年4月1日から実施する。

この規定による使用料の減免及び減免措置は、平成20年4月1日から実施する。

この規定による使用料の減免及び減免措置は、平成24年10月1日から実施する。

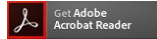
この規定による使用料の減免及び減免措置は、平成25年4月1日から実施する。

この規定による使用料の減免及び減免措置は、平成28年7月1日から実施する。

この規定による使用料の減免及び減免措置は、平成29年8月1日から実施する。

#### 別表

 [別表1、別表2\(PDF形式、109.63KB\)](#)



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード\(無償\)](#) 

PDFファイルを閲覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード(無償)してください。

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



#### このページの作成者・問合せ先

##### 大阪市此花区役所 市民協働課

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号(此花区役所3階)

電話: [06-6466-9734](tel:06-6466-9734)

ファックス: 06-6462-0942

[メール送信フォーム](#)

このページへの別ルート

[大阪市総合トップ](#) > [市政](#) > [市政情報の公表\(オープン市役所\)](#) > [要綱・要領等のオープン化](#) > [所属名からさがす](#) > [此花区役所](#) > [その他](#) > 此花区役所附設会館(此花区民ホール)使用料減免規程

[大阪市総合トップ](#) > [市政](#) > [市政情報の公表\(オープン市役所\)](#) > [要綱・要領等のオープン化](#) > [分類からさがす](#) > [人権、市民参加・協働、男女共同参画](#) > [その他](#) > 此花区役所附設会館(此花区民ホール)使用料減免規程

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

(別表1)

| No. | 使用料免除団体等                       | 使用目的                       |
|-----|--------------------------------|----------------------------|
| 1   | 各地域活動協議会                       | 公益的で市政に寄与する<br>行事又は集会等     |
| 2   | 一般財団法人 大阪市コミュニティ協<br>会此花区支部協議会 | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 3   | 此花区地域振興会・赤十字奉仕団                | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 4   | 社会福祉法人 此花区社会福祉協議会              | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 5   | 此花区民生委員児童委員協議会                 | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 6   | 此花地区保護司会                       | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 7   | 此花区更生保護女性会                     | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 8   | 此花区母と子の共励会                     | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 9   | 此花区青少年指導員連絡協議会                 | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 10  | 此花区青少年福祉委員連絡協議会                | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 11  | 此花区P T A協議会                    | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 12  | 此花区老人クラブ連合会                    | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 13  | 此花区子供会育成連合協議会                  | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |
| 14  | 此花区地域女性団体協議会                   | 区単位の公益的で市政に寄<br>与する行事又は集会等 |

|    |                         |                        |
|----|-------------------------|------------------------|
| 15 | 此花区青年団体連合会              | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 16 | 此花区遺族会                  | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 17 | 此花区視聴覚教育協議会             | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 18 | 此花区体育厚生協会               | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 19 | 大阪市スポーツ推進委員此花区協議会       | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 20 | 此花区商店会連盟                | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 21 | 此花クラブ                   | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 22 | 此花区身体障害者連合会             | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 23 | 此花区緑化リーダー連絡協議会          | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 24 | 交通事故をなくす運動此花区推進本部運営委員会  | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 25 | 此花防犯協会                  | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 26 | 此花防火協力会                 | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 27 | 此花区健康づくり推進協議会（この花なでしこ会） | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 28 | 此花区食生活改善推進員協議会（この花友の会）  | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |
| 29 | その他区長が必要と認める団体          | 区単位の公益的で市政に寄与する行事又は集会等 |

(別表2)

| No. | 使用料減額団体等       | 使用目的                        |
|-----|----------------|-----------------------------|
| 1   | 別紙 1 の免除団体     | 地区単位の行事又は集会等で本市が協力する必要がある場合 |
| 2   | その他区長が必要と認める団体 | 地区単位の行事又は集会等で本市が協力する必要がある場合 |